
モバイルコンテンツ審査・運用監視機構が 考える青少年保護施策について

2008年4月25日



Content Evaluation and Monitoring Association
モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

青少年保護施策を総合的に実施するための機関

組織の概要



有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

設立日: 2008年4月8日

理事長: 堀部 政男

設立の目的

- ①モバイルコンテンツの健全化
- ②青少年の発達段階に応じた主体性を確保した上での受信者の保護育成
- ③受信者の利便性の向上

設立趣意の概要

現在のフィルタリングサービスによる閲覧制限されるサイトの中には、青少年の自己表現ツール、親子間や友人間のコミュニケーションツールとして有用であり、公的な機関や一般企業からの情報提供を目的としているサイトも存在しているにもかかわらず、一律に有害サイトとして扱われております。

また、一律でフィルタリングの対象となっていることが、結果としてフィルタリングサービスの普及促進の妨げになるものと考えております。

さらに、青少年保護を実効性あるものとするには、フィルタリングサービス以外に青少年が能力知識・情報を自ら選別し、人格形成や自己実現に資するものを取得する能力を身につけられる啓発・教育プログラムやレイティング等の施策も重畳的に実施される必要があると考えております。

このようなことから、青少年の発達段階に応じた主体性を確保しつつ、違法・有害情報から保護し、モバイルコンテンツの健全な発展を促進する施策を総合的に実行するため第三者機関を設立します。

事業内容と認定範囲

事業内容

- ・健全な管理体制であるかどうか等の基準の策定と基準に基づいたサイトの認定と運用監視を行う。
- ・第三者の利用も視野にいれた有害なサイトを制限するためのカテゴリ基準の策定も行う。
- ・青少年が自己の判断と責任でモバイルコンテンツを健全に利用できるように、啓発・教育プログラムやレーティング等のフィルタリング以外の方策の普及も目指す。

認定範囲

本機構は、申請されたサイトが策定した基準に適合しているかどうかの審査と認定を行う。また、認定サイトの運用状況についても随時のチェックを行う予定であるが、認定サイト及び認定サイトの利用者が行う行為について責任を負うものではない。

各委員会の働き

理事会

- ・各委員会の委員選定、承認を行う
- ・第三者機関の資金管理・組織運営を行なう。

基準策定委員会

- ・基準策定委員会の委員は利害関係を有しない第三者の学識経験者でなければならない
- ・基準策定委員会から委嘱されたWGで個別分野毎の基準案の検討を行なう。
- ・WGから提案された基準案について基準策定委員会で基準案の承認を行なう。
- ・基準策定委員会は基準策定にあたって諮問会議に諮問するものとする。

各委員会の働き

審査・運用監視委員会

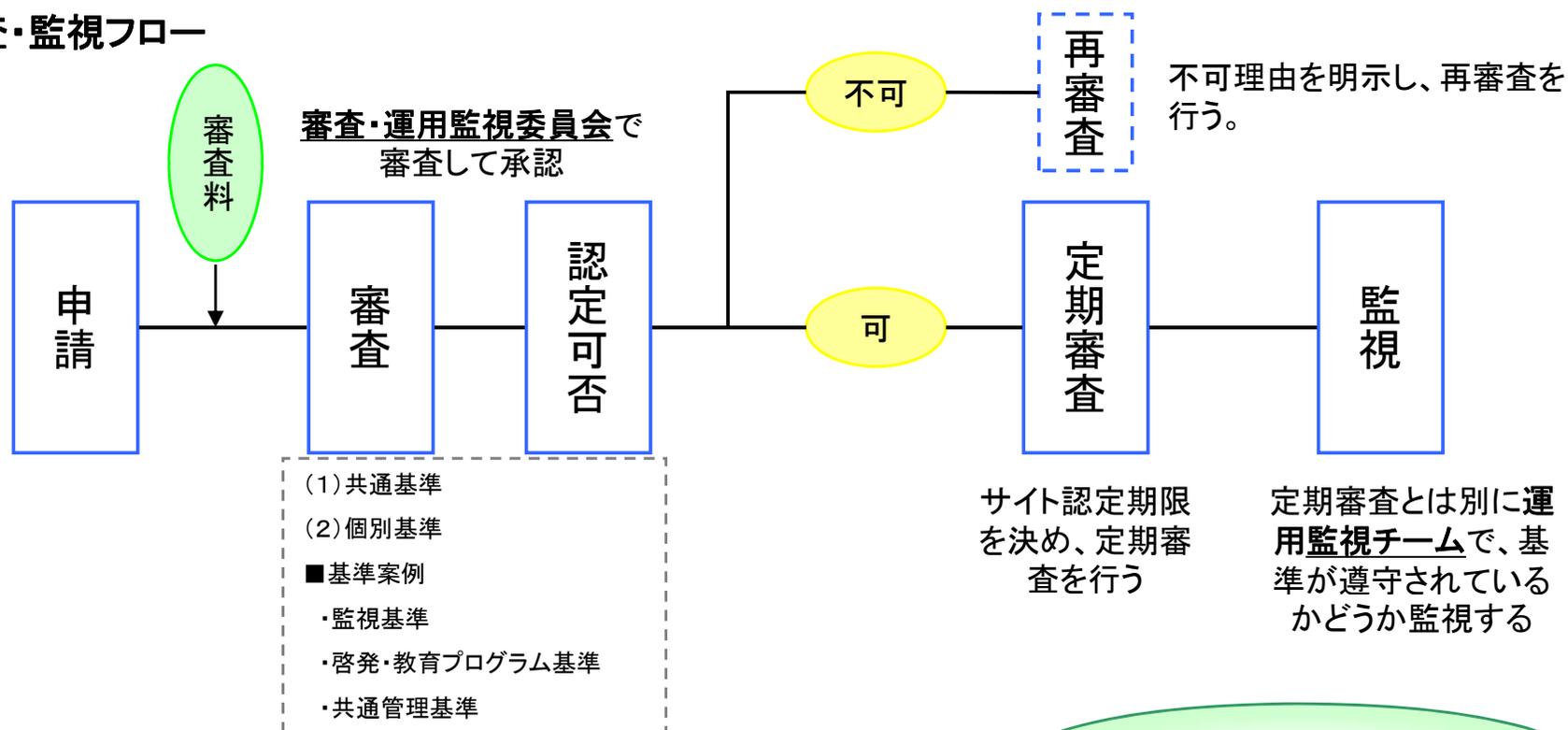
- ・委員は利害関係を有しない第三者の学識経験者でなければならない。
- ・基準策定委員会が策定した基準に基づきサイトの審査を行う。
- ・審査後、基準にあったサイト運営を行っているかどうかについて監視する。
- ・ユーザー、事業者からのクレームの受付

諮問会議

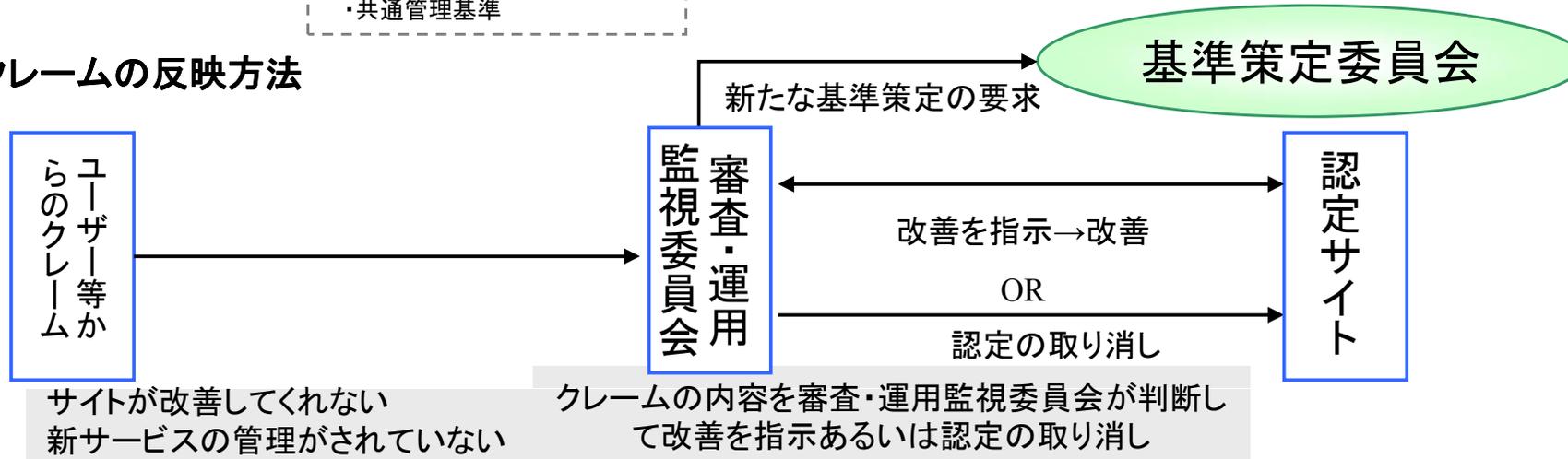
- ・基準策定と第三者機関の運営について、意見を提出する。
- ・消費者団体や、関連する業界から広くメンバーを募る。

審査・運用監視委員会の運用フロー

■審査・監視フロー



■クレームの反映方法



予定している部会・WG

(カテゴリー基準検討WG)

(企業情報サイト検討WG)

(公共・教育サイト検討WG)

(表現系コンテンツ検討WG)

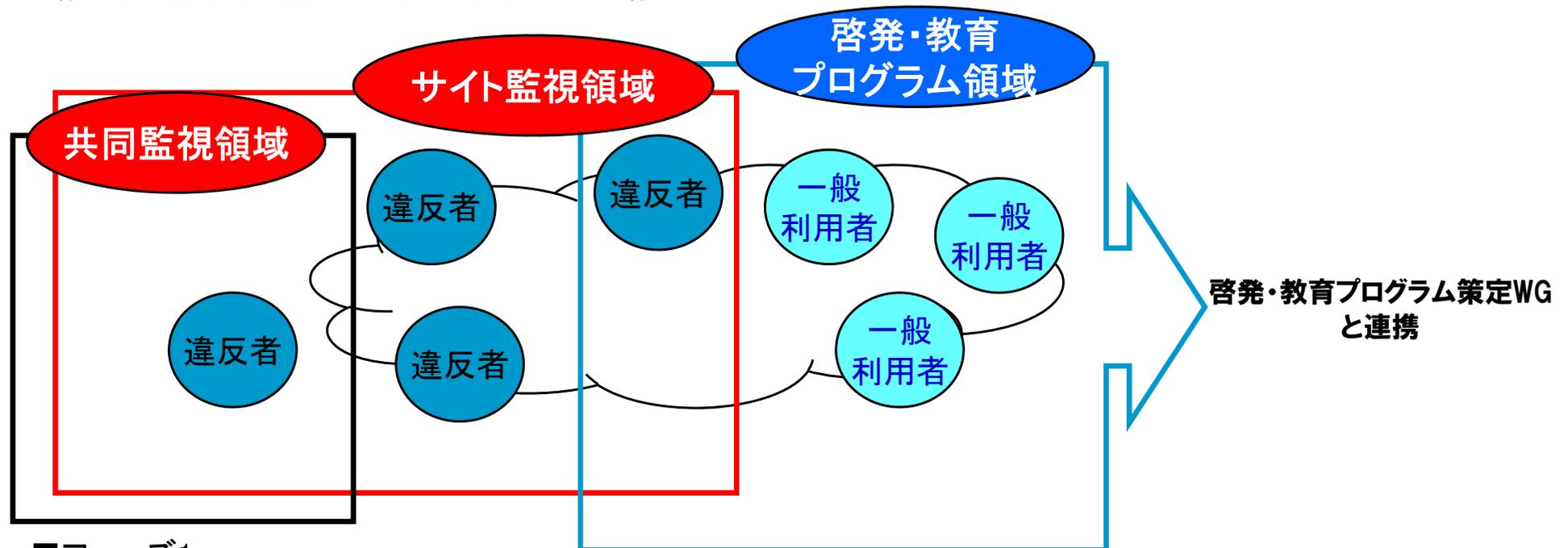
(健全コミュニティ検討WG)

(啓発・教育プログラム部会)

(違法コンテンツ対策部会)

健全コミュニティ検討WG(準備委員会)での検討状況

コミュニティの健全化を実現するには、生態系のように日々変化していくコミュニティに対し、一定限度を超えたアクティビティを適切にコントロールしていくことが必要である。コントロールの方法は大別して次の3領域に分類される。当WGでは、これらの3領域について次の通り対処する。



■フェーズ1

- ・サイト監視領域でサイト認証基準を策定するとともに、啓発・教育プログラム策定WGと連携して活動を実施する。

■フェーズ2

- ・個別サイトごとの取り組みに加え、共同監視プログラム(例:悪質ユーザーのブラックリスト管理)の導入を検討する。機構の組織運営等にも関わる部分であるため、評議委員会と連携した検討が望ましい。

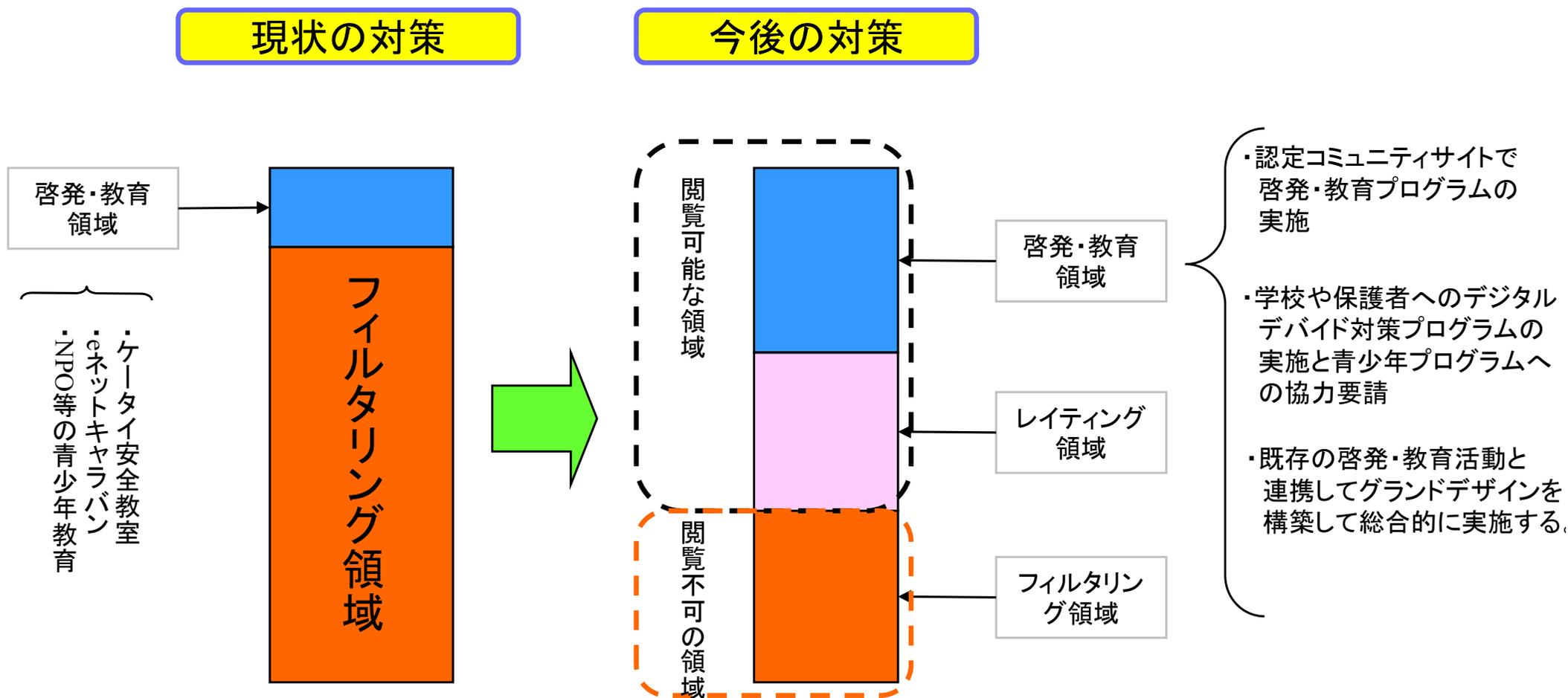
健全コミュニティ検討WG(準備委員会)での検討状況

認証基準(案)の主要項目

- 会員規約の有無及び会員による同意の要否
- サイトパトロール体制の水準
- 教育機関・警察等からのトラブル連絡対応窓口の設置
- 会員向けルール・ガイドライン・FAQ等の整備・運用
- 悪質ユーザーへの注意警告制度・ペナルティ制度・強制退会処分の整備
- ユーザーとの協力関係による通報制度の運用
- オペレーターの教育研修体制の水準
- 啓発・教育コンテンツの設置及び定期的な更新
- 不適切書込み事前掲載防止システムの整備
- 不適切書込み事後確認・削除フローの整備
- 不適切書込みに対する削除所要時間
- 書込みログの一定期間の保存

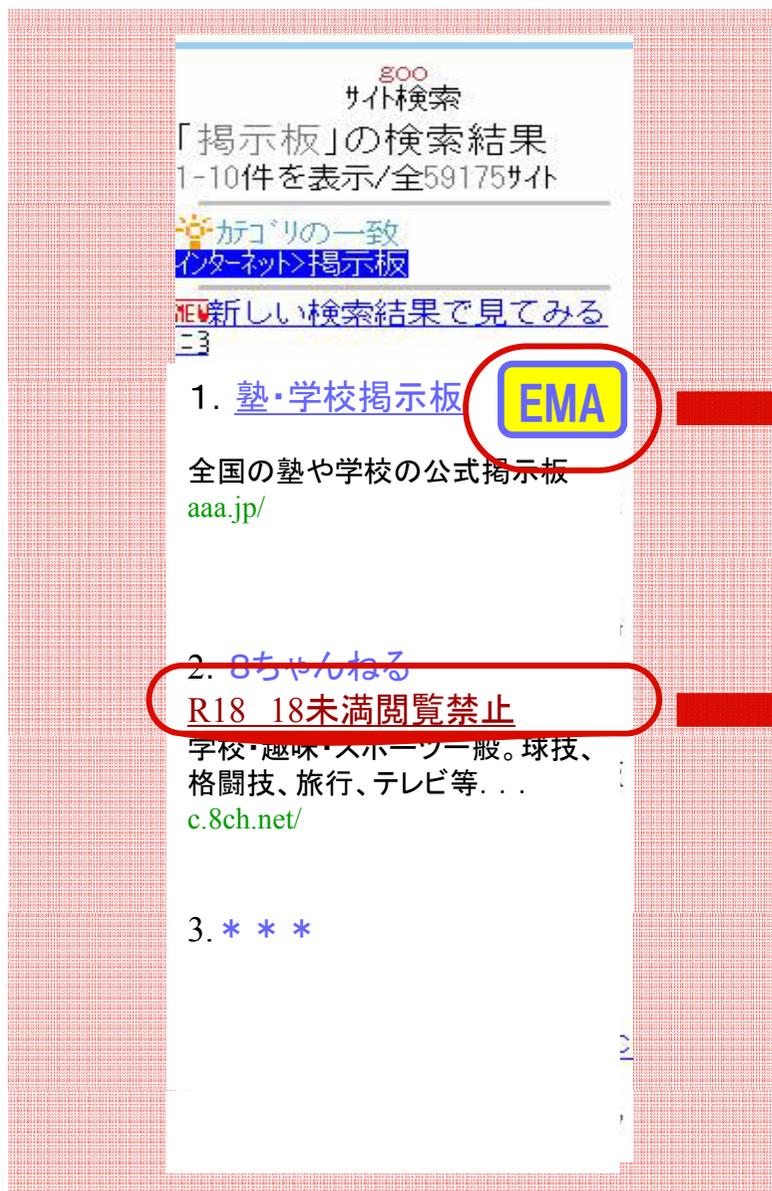
青少年保護施策の方向性

◆対策のイメージと関係図



レーティングの実施イメージ(検討中)

◆検索サイトにおけるレーティングの実施イメージ



「サードパーティレーティング」か
「セルフレーティング」
されたラベルを表示する。

●第三者機関のレーティング

検索結果のサイトURLデータ（或はサイト名）と認定データがマッチした場合「EMA」ラベル等のアイコンを該当サイト横に表示。

●セルフレーティング

サイト運営者がレーティング基準に基づき自己のサイトを判断してラベリングする。

今後の活動予定

	2月	3月	4月	5月	6月
趣意書(案)公開	● 2/28 設立趣意書(案)公開 →				
発起人募集		● 3/25 ~ 4/5 発起人募集 →			
基金募集		● 3/25 ~ 4/25 基金募集・払込 →			
趣意書案・設立時役員 定款認証 登記		● 3/25 承認	● 4/8 趣意書発表 ● 4/2 定款認証 ● 4/8 設立登記		
会員募集			● 4/8 ~ 会員募集 →		
(理事検討)	● 評議委員会で理事案の検討 →				
(委員・諮問会議検討)	● 評議委員会で委員会・諮問会議案の検討 →				
(フェーズ1基準の検討)	● 準備委員会全体会合で基準の検討 →				
設立総会・理事等選任			● 4/30 創立記念総会		
フェーズ1基準の承認			● 4/30 ~ 5/29 基準策定委員会 →		● 5/29 基準認定

(EMA試案) IT啓発・教育推進活動の目的

■ 青少年のIT啓発・教育推進

青少年がIT啓発・教育推進活動において健全なITの利用法を身につけ、適切な対応ができる能力を養う。

■ 保護者の苦手意識(デジタルデバイド)の解消

ITに苦手意識をもつために起こる青少年のIT利用への保護者の無関心の解消とITへの理解の促進。

■ 青少年のIT啓発・教育推進にかかわる学校等のフォローアップ

教職員をはじめとする青少年にかかわるすべての人々が正しく青少年のIT啓発・教育を促進し、かつ自己のデバイドの克服を支援。

■ インターネット・携帯電話を健全に利用するユビキタス社会の提唱

IT啓発・教育推進活動の成果により、ITの存在を前提とし、健全にITを活用し、快適かつ便利なユビキタス社会を実現する。

IT啓発・教育推進活動での各者の主な役割

国・省庁

- 青少年のIT利用と啓発・教育におけるグランドデザインの策定
- IT啓発・教育にかかわる予算の策定と実行
- ITを活用した健全な社会の創生

事業者

- IT啓発・教育プログラムのサイトでの実施
- 携帯電話販売店などに対するIT啓発・教育の教育・指導
- 新技術・新しい機能による影響の把握と啓発・教育活動

EMA

- IT啓発・教育の啓蒙活動
- IT啓発・教育推進に必要なテキストの策定・認定活動
- ITの進歩、事故・事件の発生に伴うテキストの更新指導など

保護者

- 青少年にIT啓発・教育プログラムを受講させる
- 青少年とともに自己の啓発・教育に努め、共に学ぶ姿勢をもつ
- 青少年、および自己の啓発・教育受講状況を学校等に報告

学校

- 保護者に対し青少年のIT啓発・教育プログラムを受講を促す
- 教員自身の啓発・教育とリテラシーの獲得、特色あるIT教育の実施
- 青少年の受講状況の把握と達成率の向上に努める

地域行政

- 学校におけるIT啓発・教育推進のための支援
- 地域住民のIT相談窓口の設置と対応
- 地域・学校・保護者が協力してIT啓発・教育を行える環境の構築

EMAの活動

IT啓発・教育活動

- EMAは、認定サイト（コミュニティ）において、認定の条件として啓発・教育プログラムの提供を義務づけ、キャリアのメニューや販売店での活動の支援を行う。
- また、関連団体（学校・自治体・企業など）の担当者に啓発・教育活動の意味と指導的内容をセミナーなどによる啓発・教育活動を行う。家庭内、学校内、自治体などで啓発・教育活動に利用するため、事業者や関連団体が制作したテキストの策定・認定、具体的な事故・事件発生を受け、適宜内容を更新の指導。
- 事故・事件発生時は警察などの連絡を受け、速やかに状況を関係省庁と協議の上、追加プログラムの作成・受講を促すよう配慮する。

IT啓発・教育の啓蒙活動

- ・関連団体への啓蒙
- ・団体へのセミナー開催

啓発・教育テキストの認定

- ・児童・青少年向け
- ・保護者・地域向け
- ・教育機関・自治体向け

テキストの更新指導

- ・事故・事件発生に伴う変更
- ・法律などの改正に伴う変更
- ・社会的変化・制度理解に伴う変更
- ・その他の事由

プログラムの義務化と支援

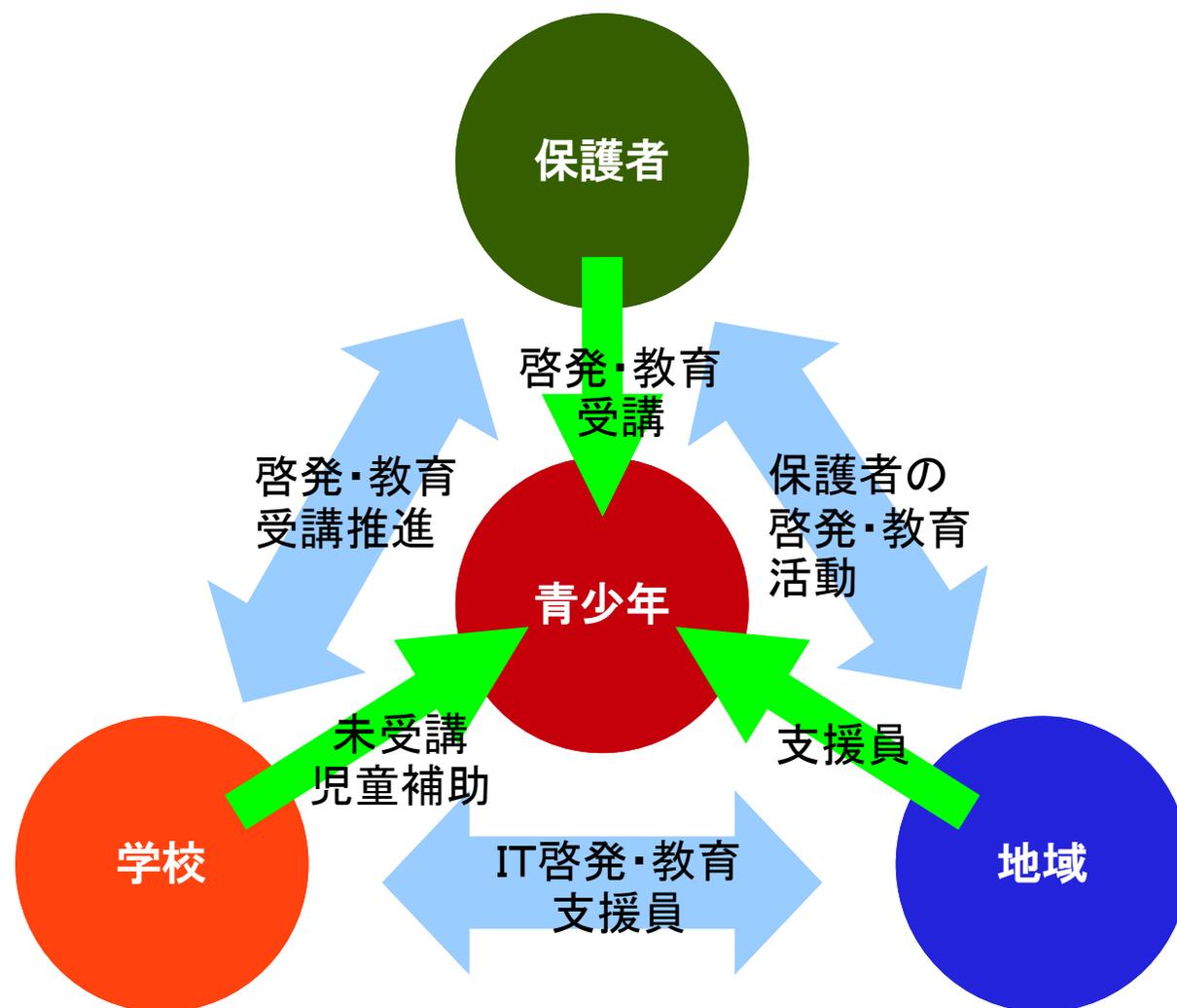
- ・認定サイト(コミュニティ)
- ・携帯キャリア
- ・放送局など他のメディア

事故・事件発生時の対応

- ・プログラム・テキストの変更検討
- ・関係機関への通知

保護者・学校・地域による連携

保護者・学校・地域の連携



保護者の役割

〔IT啓発・教育の主体者〕

保護者は、家庭内において必要なIT啓発・教育を児童・青少年に受講させ、学校などの関係機関に受講状況を報告を行う。児童・青少年が受講を拒む場合には、相談窓口などと協議の上対応を行う。

学校の役割

〔IT啓発・教育の補助〕

学校は、保護者に児童・青少年へのIT啓発・教育の実施を指導し、保護者からの相談に対応する。また、教育プログラムに変更・追加が生じた場合には、速やかに保護者に伝達をし、追加教育の実施を指導する。

地域の役割

〔IT啓発・教育の支援〕

地域では、家庭・学校のIT啓発・教育を支援し、保護者、学校の要請を受け支援する。また、依頼がある場合には、学校内でのIT啓発・教育を教員に代わり実施する。